平成２６年（フ）第９２０号
埼玉県川口市大字石神1111番地の２
債務者　橋場伸一郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
埼玉県越谷市東越谷２丁目13番地５　サニーハイツＣ―102
債務者　三宮俊一郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７７号
埼玉県越谷市東越谷２丁目13番地５　サニーハイツＣ―102
債務者　三宮　邦子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
埼玉県狭山市入間川４丁目23番16―406号、前住所埼玉県狭山市入間川４丁目４番１―503号
債務者　城戸亜由美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3553番地２三田ハイツ305号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居1343番地10　エステートピア司Ａ―101
債務者　鈴木ふさ子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５３号
群馬県高崎市石原町1407番地２　１号
債務者　冨澤　義輝
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５４号
群馬県高崎市石原町1407番地２　１号
債務者　冨澤　　榮
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７０号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ｃ棟139号
債務者　高山絵理香
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４２６号
埼玉県富士見市上沢３丁目４番３号
債務者　中田　文男
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４５号
埼玉県川越市大字福田258番地16
債務者　椿　佳代子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３３号
相模原市中央区相生２丁目９番７―205号
債務者　大倉　　第
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４０号
相模原市緑区二本松２丁目10番14号　コトードミールＫ201号室
債務者　植松　　剛
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４１号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目31番２号カーサひばりが丘Ｉ201号
債務者　佐々木　健
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４２号
相模原市中央区南橋本２丁目６番18号　メゾン南橋本302号
債務者　鉾屋　松男
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３号
岩手県久慈市小久慈町第12地割１番地16、前住所岩手県久慈市門前第37地割55番地４　ミルト・ブリーゼ203
債務者　遠川　博樹
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第７０７号
さいたま市岩槻区西町１丁目４番11―102号アピア水野Ａ
債務者　荒川　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９２号
さいたま市見沼区大字南中丸94番地５　エクセルガーデン大宮Ｃ棟102
債務者　榎本亜矢子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係